# 千葉県の監査

一令和4年度版一

この冊子は、定期監査・決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率 等審査については令和4年度会計を対象とした監査等の結果を、財政的援助団体等監査については令和3年度会計を対象とした監査の結果を、その 他の監査についてはおおむね令和4年度に行った監査等の結果を中心に 作成しました。

# 千葉県の監査-令和4年度版- 目次

第 1	監査	で で で の 概要 に に に に に に に に に に に に に
	1	基本的考え方・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
	2	監査等の対象・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
第2	監査	を 等の結果
	Ι	定期監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
	П	財政的援助団体等監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	Ш	決算審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 (
	IV	例月出納検査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 2
	V	基金運用状況審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・23
	VI	健全化判断比率等審査・・・・・・・・・・・・・・・・・・24
	VII	内部統制評価報告書審査・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 6
	VIII	住民監査請求・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 8
	IX	外部監査・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2 9
【資料	<b> </b>	
	1	監査委員・・・・・・・・・・・・・・・・・・3 0
	2	令和4年度監査計画・・・・・・・・・・・・・・・・31
		(計画期間:令和4年9月~令和5年8月)

# 第1 監査等の概要

# 1 基本的考え方

千葉県監査委員監査基準に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から、監査 を行うものとする。

監査を効率的かつ効果的に行うため、事務事業のリスクの内容及び程度を踏まえた上で重点監査 事項を設定するとともに、内部統制制度の整備及び運用の取組状況・取組結果を踏まえて監査を行 うものとする。

また、監査結果等の情報を県民に積極的に、かつ、わかりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

# 2 監査等の対象

(1) 令和4年度監査計画に基づき監査委員が実施した監査等は、次のとおりである。

区分	内 容	監査対象等
定期監査	対象期間は原則として令和4年度とし、財務に関する事 務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行を対 象に監査を実施した。	県の本庁、出先機関(各種 委員会等を含む)の全て、 489機関
財政的援助団体等監査	対象期間は原則として令和3年度とし、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として監査を実施した。 出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認した。	県の出資率が 25%以上の 出資法人、県の補助金が 3 億円以上の私立高等学 校、県の補助金が 5 千万 円以上の団体及び指定管 理料が 5 千万円以上の指 定管理者、91 団体のうち 49 団体
決算審査	決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施した。	普通会計決算、公営企業 会計決算
例月出納 検査	各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として検査を実施した。	普通会計、公営企業会計、 基金における現金及び預 金の出納
基金運用状況審査	令和4年度における基金の運用の状況を示す書類の計数 が正確であり、基金の運用が確実かつ効率的に行われてい るかを確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って 適正に行われているかを主眼として審査を実施した。	土地開発基金、美術品等取得基金
健全化判 断比率等 審査	令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率 並びにそれらの算定の基礎となる事項を記載した書類が 法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼として審査を 実施した。	普通会計決算、公営企業会計決算

区分	内容	監査対象等
内部統制 評価報告	知事が作成した内部統制評価報告書について、知事に よる評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大	財務に関する事務
書審査	な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかに	
	ついて審査を実施した。	

(2)(1)を除く監査委員が実施した監査、検査、審査その他の行為については、次のとおりである。

区分	内 容	監査対象等
住民監査請求	知事等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為 又は怠る事実があるとして、住民から監査を求められた ものについて監査を行った。	

### 3 監査の区分及び基準について

2(1)に係る監査等の結果は、次の区分及び基準に従い処理を行っている。

### (1) 区分

	監査	検査	審査
	指摘事項	指摘事項	改善すべき事項(※1)
区分	注意事項	注意事項	留意すべき事項 (※2)
	指導事項		

※1 指摘事項に準ずる。

※2 注意事項に準ずる。

# (2) 基準

#### ア 指摘事項

- (ア) 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合
- (イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合
- (ウ) 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合

#### イ 注意事項

- (ア) 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合
- (イ) 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合
- (ウ) 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合

#### ウ 指導事項

- (ア) 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合
- (イ)事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると 認められる場合

# I 定期監査

### 1 監査の実施状況

(1)令和4年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務事業を対象として、 合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施した。

また、監査を効果的に実施するため、令和 4 年度は、普通会計及び公営企業会計ともに、以下の事項を重点監査事項とした。

# ア 重点監査事項

- (ア) 適正な財務事務の執行について
  - ・収入未済について
  - ・工事の執行について
  - ・契約事務について
  - 財産について
- (イ) 内部統制について
- (2) 監査の実施時期

令和4年9月から令和5年8月

(3) 監査対象は令和4年度会計に係る事務・事業とし、監査対象機関は、令和4年4月1日現在の489機関の全てとした。

	監 査 実 施 機 関 数				
	区分	監査計画数	実地監査	書面監査	計
普	本 庁	112	112	_	112
普通会計	出先機関	337	120	217	337
計	計	449	232	217	449
企公	本 庁	14	14	_	14
企公 業営 会計	出先機関	26	19	7	26
訂	計	40	33	7	40
合	本 庁	126	126	_	126
	出先機関	363	139	224	363
計	計	489	265	224	489

# 2 指摘事項等の件数

	区分監査実施数			指 摘 等	の件数	
	区 分	<b>監</b> 宜夫肔剱	指摘事項	注意事項	指導事項	意見
普	本 庁	112	3	16	37	0
普通会計	出先機関	337	15	63	168	0
計	計	449	18	79	205	0
公党	本 庁	14	1	0	3	1
公営企業会計	出先機関	26	5	4	15	0
会計	計	40	6	4	18	1
_	本 庁	126	4	16	40	1
合計	出先機関	363	20	67	183	0
	計	489	24	83	223	1

# 3 指摘事項等の概要

# (1) 指摘事項

(普通会計) 18件

番号	項目	件数
1	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	8
2	収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	3
3	個人情報が記載された書類の紛失等について、再発防止を求めたもの	3
4	前渡資金の事務手続誤りについて、再発防止を求めたもの	1
5	債権について、適正な管理を求めたもの	1
6	履修登録事務の誤りについて、再発防止を求めたもの	1
7	公立高校入学者選抜学力検査の採点誤りについて、適正な事務手続を求めたもの	1

# (公営企業会計) 6件

番号	項目	件数
1	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	2
2	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	2
3	収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
4	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	1

# (2) 注意事項

# (普通会計) 79件

番号	項目	件数
1	収入未済の解消を求めたもの	24
2	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	10
3	収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	9
4	個人情報が記載された書類の紛失等について、再発防止を求めたもの	8
5	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	7
6	工事等の積算について、適正な事務手続を求めたもの	3
7	使用許可について、適正な事務手続を求めたもの	3
8	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	2
9	普通財産について、適正な管理を求めたもの	2
1 0	工作物の管理不備について、適正な管理を求めたもの	2
1 1	生徒の成績評価の誤りについて、再発防止を求めたもの	2
1 2	不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの	1
1 3	債権について、適正な管理を求めたもの	1
1 4	手当等の支給事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
1 5	給与の支給事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
1 6	授業料の事務手続について、適正な運用を求めたもの	1
1 7	就職試験に係る事務手続誤りについて、再発防止を求めたもの	1
1 8	入学者選抜に係る事務手続誤りについて、再発防止を求めたもの	1

# (公営企業会計) 4件

番号	項目	件数
1	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	2
2	支払の時期について、適正な事務手続を求めたもの	1
3	収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	1

# (3) 指導事項

# (普通会計) 205件

番号	項目	件数
1	収入未済に係るもの	39
2	支出負担行為の時期に係るもの	37
3	収入事務に係るもの	32
4	支払の時期に係るもの	23
5	契約事務に係るもの	19

6	調定の時期に係るもの	18
7	財産の管理に係るもの	17
8	工事の積算に係るもの	10
9	事務手続に係るもの	3
1 0	支出事務に係るもの	2
1 1	債権管理に係るもの	1
1 2	予算の令達に係るもの	1
1 3	文書の管理に係るもの	1
1 4	生徒の成績処理等に係るもの	1
1 5	受精卵移植事業に係るもの	1

# (公営企業会計) 18件

番号	項目	件数
1	支出負担行為の時期に係るもの	6
2	収入事務に係るもの	4
3	収入未済に係るもの	3
4	事務手続に係るもの	2
5	支出事務に係るもの	2
6	契約事務に係るもの	1

# (4) 意見

# (公営企業会計) 1件

番	号	項目	件数	
1	1	経営に係るもの	1	

# <参考> 主な項目別処理区分

# (普通会計)

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
収入未済	0	24	39
調定の時期	3	6	18
その他の収入事務	0	3	32
支出負担行為の時期	0	2	37
契約事務	8	7	19
工事等の積算	0	3	10
その他の支出事務	1	10	25
財産の管理	1	9	18
個人情報等の紛失等	3	8	0
その他	2	7	7
計	18	79	205

# (公営企業会計)

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
未収金	0	0	3
調定の時期	1	0	1
その他の収入事務	0	1	3
支出負担行為の時期	1	2	6
支出事務	2	1	2
契約事務	2	0	1
工事等の積算	0	0	0
その他	0	0	2
計	6	4	18

# Ⅱ 財政的援助団体等監査

### 1 監査の実施状況

(1) 令和3年度の財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

また、出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認した。

# (2) 監査の実施時期

令和4年9月から令和5年3月

(3) 監査対象は令和 3 年度会計における財政的援助等に係るものとし、また、監査対象団体は、 ①県の出資率が 25 パーセント以上の出資法人②県の補助金が 3 億円以上の私立高等学校③県の 補助金が 5 千万円以上の団体(市町村及び出資法人を除く。)④指定管理料が 5 千万円以上の指定 管理者(市町村及び出資法人を除く。)とし、このうち 49 団体について監査を実施した。

区分	監査対象	Ē	監査実施団体の	数
区分	団体の数	実地監査	書面監査	計
出資法人	32	21	11	32
私立高等学校	33	6	6	12
その他の援助 (補助)団体	13	2	0	2
指定管理者	13	3	0	3
計	91	32	17	49

# 2 指摘事項等の概要

# (1) 件数

	55.木字坛***	指摘等の件数			
区分	監査実施数	指摘事項	注意事項	指導事項	意見
出資法人	32	1	3	3	0
私立高等学校	12	0	0	0	0
その他の援助 (補助)団体	2	0	0	0	0
指定管理者	3	0	0	0	0
計	49	1	3	3	0

# (2) 主な事項

# ア 指摘事項 1件

番号	項目	件数
1	経営状況について、改善を求めたもの	1

# イ 注意事項 3件

番号	項目	件数
1	未収貸与料等の管理について、早期回収を求めたもの	1
2	経営状況について、改善を求めたもの	1
3	未収家賃の管理について、早期回収を求めたもの	1

# ウ 指導事項 3件

番号	項目	件数
1	委託業務の積算に係るもの	1
2	収入未済に係るもの	1
3	資産管理に係るもの	1

# Ⅲ 決算審查

### 1 会計管理者所管の会計

#### (1) 審査の対象

令和4年度歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりである。

令和4年度 千葉県一般会計

令和 4 年度 千葉県特別会計財政調整基金

令和 4 年度 千葉県特別会計県債管理事業

令和 4 年度 千葉県特別会計地方消費税清算

令和 4 年度 千葉県特別会計自動車税証紙

令和 4 年度 千葉県特別会計市町村振興資金

令和 4 年度 千葉県特別会計母子父子寡婦福祉資金

令和 4 年度 千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業

令和 4 年度 千葉県特別会計国民健康保険事業

令和4年度 千葉県特別会計日本コンバンジョンセンター国際展示場事業

令和 4 年度 千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金

令和 4 年度 千葉県特別会計工業団地整備事業

令和 4 年度 千葉県特別会計就農支援資金

令和4年度 千葉県特別会計営林事業

令和 4 年度 千葉県特別会計林業·木材産業改善資金

令和 4 年度 千葉県特別会計沿岸漁業改善資金

令和 4 年度 千葉県特別会計港湾整備事業

令和4年度 千葉県特別会計土地区画整理事業

令和 4 年度 千葉県特別会計奨学資金

#### (2)審査の着眼点及び実施内容

令和4年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行が議決の本旨にのっとり適正で経済的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意するとともに、関係諸帳票、証書類等を照合精査し、関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

#### (3)審査の結果及び意見

#### ア 審査の結果

各会計の決算その他関係書類については、法令に適合し、決算に関する計数は、関係諸帳票、証書類及び指定金融機関総括店の公金出納総括計算表と符合しており、いずれも正確なものと認められた。

また、予算の執行等については、一部に留意すべき事項が見られたほかは、おおむね 適正であると認められた。

#### イ 審査の意見

#### (ア) 決算の概要

#### a 決算総額

令和 4 年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は、前年度と比較して 2,715 億 6,810 万余円(6.1 パーセント)減少し、4 兆 1,773 億 2,839 万余円となった。

また、歳出決算合計額は、前年度と比較して 2,482 億 7,518 万余円(5.7 パーセント) 減少し、4 兆 1,193 億 4,814 万余円となった。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を減じた実質収支は、一般会計で 130 億9,577 万余円、特別会計では 18 会計の合計で 279 億7,146 万余円の黒字となっている。

※一般会計実質収支約131億円のうち、約69億円は、新型コロナウイルス感染症に係る交付金等の概算交付によるもので、令和5年度に国に全額返還する必要があり、国庫返還分を除いた実質収支は、約62億円の黒字となる。

#### b 一般会計歳入総額

一般会計歳入総額は、前年度と比較して 3,204 億 9,109 万余円(12.6 パーセント)減少し、2 兆 2,181 億 2,129 万余円となった。

この主な要因は、県税が 363 億 2,789 万余円、地方譲与税が 184 億 9,630 万余円増加した一方、新型コロナウイルス感染症に係る交付金の減などにより、国庫支出金が 2,232 億 7,490 万余円、県債が 989 億 7,340 万円、地方交付税が 405 億 156 万円減少したことなどによるものである。

また、収入未済額は、前年度より 8 億 3,829 万余円減少し、令和 4 年度末現在は 134 億 1,251 万余円となった。

このうち、県税が前年度と比較して 7 億 3,969 万余円(6.3 パーセント)減少し、109 億 8,544 万余円であり、その大半を占めている。

#### c 一般会計歳出総額

一般会計歳出総額は、前年度と比較して 3,130 億 2,674 万余円(12.5 パーセント)減少し、2 兆 1,900 億 1,417 万余円となった。

この主な要因は、民生費が 192 億 2,761 万余円、衛生費が 91 億 9,943 万余円、諸支出金が 48 億 2,784 万余円、環境費が 30 億 3,367 万余円増加した一方、新型コロナウイルス感染症に係る飲食店への協力金の減などにより、商工費が 2,289 億 4,506 万余円、総務費が 706 億 9,655 万余円、公債費が 450 億 9,008 万余円減少したことなどによるものである。

# d 特別会計(18会計)

特別会計歳入総額は、前年度と比較して 489 億 2,298 万余円(2.6 パーセント)増加し、 1 兆 9,592 億 709 万余円となった。

この主な要因は、特別会計地方消費税清算が 1,417 億 3,778 万余円増加した一方、特別会計県債管理事業が 370 億 7,352 万余円減少したことなどによるものである。

また、収入未済額は前年度と比較して 1,071 万余円(1.7 パーセント)減少し、6 億 5,158 万余円となった。

特別会計歳出総額は、前年度と比較して 647 億 5,156 万余円(3.5 パーセント)増加し、 1 兆 9,293 億 3,397 万余円となった。

この主な要因は、特別会計地方消費税清算が 1,502 億 1,440 万余円増加した一方、特別会計県債管理事業が 370 億 7,352 万余円減少したことなどによるものである。

#### e その他

基金については、前年度と比較して 844 億 7,100 万余円(7.8 パーセント)増加し、21 の 基金の総額は 1 兆 1,648 億 3,846 万余円となった。

# (イ) 意見

#### a 財政状況について

令和4年度の一般会計の決算で、実質収支は19年連続の黒字となる。

また、財政構造の弾力性を示す経常収支比率(普通会計ベース)については、令和3年度は 例外的に地方交付税の追加交付があったため一時的に改善したが、令和4年度は社会保障関 係費の増加等により、前年度の84.8パーセントから95.1パーセントになり、前年度比で 10.3ポイント増加したところである。

新型コロナウイルス感染症の影響による社会活動の制約が徐々に解除されつつあるものの、物価高騰の影響による消費の落ち込みや世界的な経済情勢の悪化等の影響も懸念され、 財政状況は依然として先行きが不透明な状況である。

こうした社会情勢の変化にも的確に対応しつつ、活力ある県民生活を取り戻していくことや、将来の県の発展に向けた取組について進めていくためにも、県税収入等の財源確保や事務事業の見直しを徹底するなど、持続可能な財政運営に努めていただきたい。

#### b 一般会計歳入について

- (a) 県税については、収入未済額が109億8,544万余円と多額であり、また、不納欠損額が9億2,579万余円である。県税は自主財源の根幹であり、税収を確保することは極めて重要である。税負担の公平性を保つためにも、主要税目である個人県民税の徴収に関する市町村支援など徴収体制の充実・強化、課税客体の的確な把握及び迅速確実な滞納整理の実施により、収入率の一層の向上を図り、税収の確保に努められたい。
- (b) 県税以外の収入未済額についても、24億2,707万余円と多額であることから、「千葉県債権管理条例」(令和5年3月17日施行)や「債権管理適正化の手引」(令和3年9月改定)に基づき、法的措置を含めた債権回収の強化を図るとともに、収入未済の発生防

止に努め、その縮減に向けた取組を一層推進されたい。

なお、必要な対応を図ったものの回収が見込めないものについては、適切な処理を進 めていただきたい。

#### ※収入未済の主なもの

・雑入(行政代執行費用等原因者償還金)10億 27万5,362円

・土木使用料(県営住宅使用料)

3 億 1,832 万 4,703 円

(c) 県債残高については、建設地方債及び普通交付税の振替である臨時財政対策債等がそ れぞれ減少している。

令和4年度の一般会計の県債残高は、前年度末と比べ2.0パーセント減少し、3兆33 億円となっている。

今後も、建設地方債について、後年度負担に配慮した計画的な発行に留意されたい。

#### c 一般会計歳出について

- (a) 歳出については、危機管理や安全確保に取り組みながら、本県の活力を維持、向上さ せ、将来の千葉県の発展につながる施策を着実に実行するため、引き続き事務事業の見 直しを行い、最少の経費で最大の効果を上げられるよう予算の効率的な執行に努められ たい。
- (b) 翌年度繰越額は、前年度と比較して 569 億 9,775 万余円減少しているものの、全体で 981 億6,800 万余円と多額である。特に土木費の繰越額については528 億2,340 万余円、 農林水産業費については102億1,074万余円と多額となっており、歳出予算については、 本来、当該年度に執行することが原則であることから、繰越しの縮減に努められたい。 なお、新型コロナウイルス感染症対応のための事業費等が多額だったことにより、商工 費は199億1,747万余円と多額の繰越しとなった。

#### d 特別会計について

特別会計については、一般会計と同様に徹底した経費の節減、計画的な予算執行を図ると ともに、貸付金・償還金等の収入未済の解消に努められたい。

また、翌年繰越額は、全体で54億2,098万余円と多額であり、繰越しの縮減に努められ たい。

#### e 契約について

契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡 大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行された 110

#### f 財産管理について

財産管理については、「千葉県県有建物長寿命化計画」(平成29年11月策定)に基づき、県が

保有する庁舎等の施設の長寿命化の取組を推進し、維持・更新費の軽減・平準化を図られたい。

また、未利用県有地等について、財源確保に加え県有資産の有効活用の観点から、売却可能な資産については処分を促進するとともに、利活用についても検討されたい。

併せて、県有地の不法占有については、早急に解消されたい。

# g 公社等外郭団体に対する監督・指導について

公社等外郭団体については、県行政改革推進本部が決定した方針に基づき改革を進める とともに、公社等外郭団体の経営管理や適正な経理処理の徹底・浸透に留意し、会計処理 について十分な監督・指導を行われたい。

# (ウ) 留意すべき事項(収入未済額が多額で、収入手続が適正を欠くもの。)

No.	機関名	留意すべき事項
1	総務部 政策法務課	雑入(公益目的取得財産残額に相当する額の金銭の贈与)366,128,600 円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に 行い、解消に努めること。
2	健康福祉部健康福祉指導課	雑入(生活保護費弁償金及び生活保護費過年度分返還金)71,877,744 円(かい分)の収入未済について、多額であることから、所要の事務手 続を着実に行い、早期解消に努めること。
3		特別会計母子父子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入(貸付金返納等)、寡婦福祉資金元利収入(貸付金返納等)及び雑入(違約金)284,696,450円(うち、かい分31,833,540円)の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。
4	健康福祉部 児童家庭課	雑入(児童扶養手当返還金及び求償金)18,241,390円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。
5		民生費負担金(児童措置費負担金及び児童福祉施設費負担金(児童養護施設等)) 172,675,338円(かい分)の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。
6	健康福祉部障害者福祉推進課	雑入(自立支援医療費返還金)13,108,290円の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。
7	健康福祉部障害福祉事業課	民生費負担金(児童措置費負担金)24,141,100円(かい分)の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。

No.	機関名	留意すべき事項
	健康福祉部	貸付金元利収入 (保健師等修学資金貸付金返納等) 27,975,801 円の収入
8	医療整備課	未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早
	<b>应</b> 原	期解消に努めること。
	環境生活部	雑入(行政代執行費用等原因者償還金)1,000,275,362 円の収入未済に
9	<b>廃棄物指導課</b>	ついて、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消
	<b>光来初19等</b> 球	に努めること。
		特別会計就農支援資金の貸付金元利収入(農業改良資金及び就農支援
10	農林水産部	資金)及び雑入(違約金)81,813,802円(うち、かい分76,348,802円)
10	団体指導課	の収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行
		い、早期解消に努めること。
11	県土整備部	雑入(損害賠償金)26,451,134円(かい分)の収入未済について、多額
11	用地課	であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。
	県土整備部	雑入(行政代執行費用原因者負担金等)96,941,873円(かい分)の
12	河川環境課	収入未済について、多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、
	刊州來苑林	早期解消に努めること。
	県土整備部都市整備局	土木使用料(県営住宅使用料)318,324,703 円の収入未済について、
13	住宅課	多額であることから、所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努める
	<b>上七</b> 麻	こと。
	教育庁企画管理部	特別会計奨学資金の雑入 (奨学資金貸付金返納等) 224,653,985円 (う
14	財務課	ち、かい分 49,918,846 円)の収入未済について、多額であることから、
	<b>ドJ 4力 時</b>	所要の事務手続を着実に行い、早期解消に努めること。

#### 2 公営企業管理者所管の会計

#### (1) 審査の対象

令和4年度公営企業会計決算の審査対象は、次のとおりである。

令和4年度 上水道事業会計

令和4年度 工業用水道事業会計

令和4年度 造成土地管理事業会計

令和4年度 病院事業会計

令和4年度 流域下水道事業会計

### (2)審査の着眼点及び実施内容

令和4年度の公営企業会計の決算審査に当たっては、事業の運営が地方公営企業法第3条(経営の基本原則)の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳票、証書類等を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

# (3)審査の結果及び意見

#### ア 審査の結果

審査に付された決算書及び附属書類は、一部に留意すべき事項が見られたほかは、その計数 が正確で経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

また、予算の執行等については、一部に留意すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

#### イ 審査の意見

#### (ア) 全事業会計共通事項

- a 意見
  - (a) 各公営企業会計においては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則にのっとり、企業の経済性を発揮するとともに、施設の老朽化や経営状況の悪化等の事業運営上の諸課題に的確に対応し、健全な経営に努められたい。
  - (b) 契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡 大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。
  - (c) 各公営企業会計における経営状況等を的確に把握できるよう、会計の原則にのっとり、 適正な会計処理の徹底に努められたい。
  - (d) 支出負担行為及び支払の遅延等が多数認められたほか、不適正な契約事務手続も確認されたところである。

事務処理に適正を欠く事例が依然として多く認められることから、改めて「千葉県コン

プライアンス基本指針(平成22年3月制定)」を徹底させるとともに、「事務ミス未然防止・再発防止に向けて(平成28年3月策定)」を活用して、所属におけるチェック体制の改善、見直しを図り、内部けん制機能の強化に努められたい。

#### (イ) 上水道事業会計

#### a 決算の状況

上水道事業会計における収益的収支決算額は、事業収益が825億7,092万余円で、事業 費用が748億8,105万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が 155 億 786 万余円で、建設改良費等の資本的支出が 571 億 1,338 万余円となった。

次に、損益については、収益は給水収益等で757億1,776万余円、費用は原水及び浄水 費等で718億2,386万余円となり、純利益が前年度に比べ46億2,513万余円減の38億9,390 万余円となった。

収益は、特別利益が減少したことなどにより前年度に比べ 4 億 1,917 万余円減少している。

一方、費用は、原水及び浄水費が増加したことなどにより前年度に比べ 42 億 596 万余円 増加している。

また、資金残高は、前年度に比べ 64 億 7, 190 万余円減の 394 億 5, 621 万余円となった。

#### b 意見

- (a) 動力費の高騰などにより営業費用が引き続き増加傾向にあるとともに、 長期的にも大幅な給水収益の増加が難しい中で、老朽化の進行に伴い多額の施設更新費用が見込まれているので、今後も収支バランスに留意し、健全経営の確保に努められたい。
- (b) 今後も老朽化が進む浄・給水場の施設及び設備並びに管路について、「千葉県営水道事業長期施設整備方針(令和3年度~令和32年度)」に基づき、適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、計画的、効率的な更新・整備を進められたい。

また、事業推進の根幹となる「千葉県営水道事業中期経営計画(令和3年度~令和7年度)」についても、引き続き着実に取り組まれたい。

- (c) 庁舎の長寿命化対策を進める上で、ICT の活用による業務の見直しなどを踏まえて、施設の移転・集約化などの最適配置について検討を進められたい。
- (d) 水道料金の未収金については、キャッシュレス化の更なる推進や収納方法の拡大等により、引き続き滞納の未然防止を図るとともに、「水道料金徴収業務マニュアル」に基づいた債権回収強化に取り組まれたい。

また、債権管理条例の施行に伴い、転居等により回収困難となった債権などについては、早期の債権放棄に向け、関係部署と協議を進めながら適切な処理に努められたい。

(e) 資金管理について、経済情勢や金融動向を注視し、管路の更新及び耐震化、施設整備等

将来負担の増加に備え、企業債借入れの抑制及び適正な資金運用など、更なる効果的な管理に努められたい。

#### c 留意すべき事項(建設仮勘定について、適切な会計処理を求めるもの)

No.	会 計 名	留意すべき事項
1	上水道事業会計	建設仮勘定の振替漏れとともに当該分に係る減価償却費の計上が行
	工水炉平水石町	われていないことから、今後は適正な会計処理を行うこと。

### (ウ) 工業用水道事業会計

#### a 決算の状況

工業用水道事業会計における収益的収支決算額は、事業収益が 137 億 9,249 万余円で、事業費用が 129 億 4,959 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、他会計出資金等の資本的収入が35億2,059万余円で、建設 改良費等の資本的支出が77億2,516万余円となった。

次に、損益については、収益は給水収益等で 126 億 7,797 万余円、費用は浄配水費等で 122 億 4,161 万余円となり、純利益が前年度に比べ 10 億 2,180 万余円減の 4 億 3,636 万余円となった。

収益は、負担金が減少したことなどにより、前年度に比べ5,294万余円減少している。

一方、費用は、浄配水費が増加したことなどにより、前年度に比べ9億6,886万余円増加している。

また、資金残高は、前年度に比べ 14億4,782万余円増の358億6,754万余円となった。

#### b 意見

(a) 動力費の高騰に伴う浄配水費の増加などにより、前年度と比較して当期純利益が減少している。

今後、施設の維持管理費の増加や、老朽化の進行による更新整備費用の増加が見込まれることから、地区ごとに的確に収支を見通し、安定的な経営に努められたい。

また、房総臨海地区工業用水道事業における、造成土地管理事業会計からの借入金についても、引き続き、計画的な返済に努められたい。

(b) 工業用水道事業施設においては、老朽化が著しく進行している。

施設の更新や耐震化については、現在、「千葉県工業用水道事業中期経営計画(平成30年度~令和4年度)」及び「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画(平成30年度~令和39年度)」に基づき進められているところであるが、一部事業に遅れが生じていることから、より一層の事業の進捗を図り、工業用水の安定給水に努められたい。

(c) 平成30年度から令和4年度を計画期間とする中期経営計画が終了し、次期計画(令和5年度~令和9年度)を策定したところであるが、建設改良費等の経営数値において、長

期計画で見込んだ数値と乖離が生じていることから、今後の見通しも見極めて、長期計画の更新に取り組まれたい。

#### (工) 造成土地管理事業会計

a 決算の状況

造成土地管理事業会計における収益的収支決算額は、事業収益が134億3,344万余円で、 事業費用が90億8,597万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、貸付金収入等の資本的収入が9億7,189万余円で、他会計への出資金等の資本的支出が40億7,955万余円となった。

次に、損益については、収益は土地分譲収益等で 134 億 1,721 万余円、費用は一般管理 費等で 90 億 6,821 万余円となり、純利益が前年度に比べ 15 億 7,336 万余円増の 43 億 4,899 万余円となった。

収益は、土地分譲収益が増加したことなどにより、前年度に比べ 10 億 2,501 万余円増加 している。

一方、費用は、土地分譲原価が減少したことなどにより、前年度に比べ 5 億 4,835 万余 円減少している。

また、資金残高は、前年度に比べ35億7,951万余円増の978億7,488万余円となった。

#### b 意見

- (a)「千葉県造成土地管理事業経営計画(令和3年度~令和7年度)」に基づき、未処分地の 分譲等を積極的に進め、全体的な資金収支のバランスに留意しながら、適正かつ効率的な 事業運営に努められたい。
- (b) 保有土地の処分に当たっては、需要者のニーズを踏まえ、販売のための手法等を工夫するなどにより、できるだけ早期の土地処分を図るよう積極的に取り組まれたい。

特に、境界が確定していないなど分譲が困難な土地については、その原因や理由を把握 した上で、解消に向けた取組を検討されたい。

- (c) 貸付料の減免を行っている土地等については、減免額の縮減又は売却等に努められたい。
- (d) 整備済みの公共施設については、管理費の削減に繋がることから、最終管理者への引継 ぎに向けた検討を進められたい。

# (才) 病院事業会計

a 決算の状況

病院事業会計における収益的収支決算額は事業収益が 565 億 2,349 万余円で、事業費用 が 570 億 7,095 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が73億1,853万余円で、建設改良費等の資本的支出が85億5,011万余円となった。

次に損益については、収益は入院収益等で 564 億 220 万余円、費用は給与費等で 569 億 6,831 万余円となり、純損失が前年度に比べ 4,863 万余円減の 5 億 6,611 万余円となり、引き続き赤字となった。

また、未処理欠損金は令和4年度末で272億5,347万余円となっている。

収益は、入院・外来収益が増加したことなどにより、前年度に比べ29億1,835万余円増加している。

一方、費用は、材料費が増加したことなどにより、前年度に比べ28億6,972万余円増加 している。

また、資金残高は、前年度に比べ10億5,595万余円増の34億4,728万余円となった。

#### b 意見

(a) 令和4年度においては、がんセンターなどの3病院において赤字を計上したことから、 9年連続で純損失を計上し、当年度未処理欠損金は年々増加している。

こうした状況を十分認識した上で、確実に経営改善が図られるよう実効性のある対策を 講じられたい。

(b)「千葉県立病院改革プラン(令和3年度~令和6年度)」の2年目は、新型コロナウイルス感染症関連補助金の影響もあり、純損失額は目標額より大幅に縮小したものの、医業収支関連の主な経営指標は昨年度に続き目標を下回っている状況にある。

プランに掲げた目標を着実に達成していくためには、早期に通常診療において収益を確保できる体制を整備していくことが求められている。

今後、現行プランの改定が予定されていることから、これまでの実績を踏まえて検討を 進められたい。その上で、必要な措置を講じることにより財務及び経営基盤を強化し、将 来にわたって県民が求める医療を提供できるよう引き続き努力されたい。

- (c) 医療の提供に対して消費した資源を測定する原価計算システムの運用に当たっては、各 診療科などにおいて目標を設定し、分析評価を経た具体的な改善策を講じて PDCA サイク ルを継続して行うよう努められたい。
- (d) 医業未収金については、依然として多額の状況であることから、債権管理条例にのっとり、適切な管理を行う中で、引き続き未収金回収対策マニュアルに基づいて、未収金の発生防止と、回収の強化に取り組まれたい。
- (e) 医師に対する時間外労働の上限規制が適用される「働き方改革」に向け、医療の質を落 とすことがないようタスクシフト・シェアなどの取組を推進されたい。

c 留意すべき事項 (欠損金が多額であり、経営改善を求めるもの)

No.	会	計	名	留意すべき事項		
				令和4年度決算において、当期純損失5億6,611万余円を計上し、依然		
				として未処理欠損金は 272 億 5,347 万余円と多額である。加えて、令和 5		
				年度以降は新型コロナウイルス感染症に係る診療体制から通常診療体制		
						に移行することなどに伴い、感染症対策関連の補助金が見込まれないこと
1	1 病院事業会計			から、医業外収益の大幅な減少等による債務超過も懸念される。		
						また、今後は千葉県総合救急災害医療センターの建設により、毎年度多
				額の減価償却費が発生することなどが見込まれる。		
						このため、病院局として収益の確保はもとより、更なる費用の節減にも
				努め、実効性のある経営改善を図ること。		

#### (カ) 流域下水道事業会計

#### a 決算の状況

流域下水道事業会計における収益的収支決算額は、事業収益が 335 億 208 万余円で、事業費用が 332 億 5,793 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、国庫補助金等の資本的収入が 91 億 9,640 万余円で、建設改 良費等の資本的支出が 105 億 2,663 万余円となった。

次に、損益については、収益は維持管理費負担金等で 315 億 2,900 万余円、費用は処理 場費等で 313 億 2,482 万余円となり、純利益が前年度に比べ 377 万余円増の 2 億 418 万余 円となった。

収益は、維持管理費負担金が増加したことなどにより前年度に比べ 2 億 9,842 万余円増加している。

一方、費用は、処理場費が増加したことなどにより前年度に比べ 2 億 9,465 万余円増加している。

また、資金残高は、前年度に比べ4億4,625万余円増の94億946万余円となった。

#### b 意見

- (a) 将来にわたって事業を継続していくためにも、経営状況を適切に把握し、業務コストの削減を行うなど、経営基盤の強化を図り、安定した事業運営に努められたい。
- (b) 老朽化が進行する下水道施設に対して、「千葉県流域下水道ストックマネジメント計画 (令和2年度~令和6年度)」に基づき、「持続的な機能の確保」と「ライフサイクルコス トの低減」を図り、着実な維持管理を行うとともに、必要な改築についても的確に実施さ れたい。

また、交付金の減少等により、当計画の進捗に遅れが見られることから、引き続き国に 必要な予算を要望していくとともに、施設の適正な点検と修繕を行いながら、計画の推進 に努められたい。

# IV 例月出納検査

例月出納検査は、各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金 及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として実施する検査である。

検査対象は、会計管理者所管及び公営企業管理者所管の全ての会計及び基金であり、毎月1回計12回(実地検査1回、書面検査11回)実施し、いずれも適正であることを確認した。

# V 基金運用状況審查

# 1 審査の実施状況

# (1)審査の対象

令和4年度基金の運用状況の審査対象は、次のとおりである。

令和 4 年度 千葉県土地開発基金

令和 4 年度 千葉県美術品等取得基金

#### (2)審査の着眼点及び実施内容

令和 4 年度土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況の審査に当たっては、 基金の運用が設置の趣旨に沿って適正で、かつ、効率的に行われているか、また、計数は 正確であるか等の諸点に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類等を照合精査するとともに 関係者の説明を聴取し、慎重に審査を行った。

#### (3) 基金の運用状況

#### ア 土地開発基金

令和 4 年度末の基金現在高は、1,800,000,000 円で、その内訳は、貸付金 1,400,000,000 円、現金 400,000,000 円である。

#### イ 美術品等取得基金

令和 4 年度末の基金現在高は、2,000,000,000 円で、その内訳は、現金 686,260,000 円、物品 1,313,740,000 円である。

#### 2 審査の結果及び意見

#### (1)審査の結果

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況調書は、関係諸帳簿、証書類及び 金融機関証明書と符合しており、計数は正確なものと認められた。

### (2)審査の意見

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用については、適正であると認められた。 なお、美術品等取得基金については、平成13年度以降、美術品等の取得がなく、保 有現金に変動がないことから、基金の目的に沿った活用を検討していただきたい。

### 1 健全化判断比率審查

#### (1)審査の対象

令和 4 年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、 連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率(以下「健全化判断比率」という。)と これらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

#### (2) 審査の着眼点と実施内容

健全化判断比率審査に当たっては、

- ア 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。
- イ 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。
- ウ 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。 などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

### (3) 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎 となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和4年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	- %	3.75 %	5. 00 %
連結実質赤字比率	- %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	7.8 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	110.6 %	400.0 %	

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

#### 2 資金不足比率審查

#### (1)審査の対象

令和 4 年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる 事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

### (2)審査の着眼点と実施内容

資金不足比率審査に当たっては、

- ア 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。
- イ 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。
- ウ 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

# (3)審査の結果

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	令和4年度	経営健全化基準	
千葉県特別会計	- %	20.0 %	
港湾整備事業	_ /0	20.0 /6	
千葉県特別会計	- %	20.0 %	
工業団地整備事業	/0	20.0 %	
千葉県特別会計	- %	20.0 %	
土地区画整理事業	/0	20.0 /0	
千葉県特別会計	- %	20.0 %	
上水道事業会計	70	20.0 /0	
千葉県特別会計	- %	20.0 %	
工業用水道事業会計	70	20.0 /0	
千葉県特別会計	- %	20.0 %	
造成土地管理事業会計	70	20.0 /0	
千葉県特別会計	- %	20.0 %	
病院事業会計	/0	20.0 /0	
千葉県特別会計	- %	20.0 %	
流域下水道事業会計	/0	20.0 /0	

#### 1 内部統制評価報告書審査の概要

#### (1)審査の対象

令和4年度千葉県内部統制評価報告書(以下「報告書」という。)

#### (2) 審査の着眼点

監査委員による報告書の審査は、知事が作成した報告書について、知事による評価が評価手続 に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適 切に行われているかを、以下の観点から検討を行い審査するものである。

#### ア 評価手続に係る記載の審査

- (ア) 内部統制対象事務について網羅的に評価されているか
- (イ) 評価項目に対応する内部統制の整備状況及び運用状況が適切に把握されているか
- イ 評価結果に係る記載の審査
- (ア) 重大な不備に当たるかどうかの判断を適切に行っているか
- (イ) 重大な不備は是正されているか

#### (3) 審査の実施内容

報告書について、知事及び内部統制評価部局から報告を受け、「千葉県監査委員監査基準」及び「令和4年度内部統制評価報告書の審査計画」に基づき、千葉県内部統制基本方針、令和4年度 千葉県内部統制評価計画、内部統制推進部局の発出通知、内部統制3様式(作業一覧表、業務全体フロー図及びリスク評価シート)等の関係書類の確認、内部統制推進部局及び評価部局からの聴き取りのほか、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用して審査を行った。

#### 2 審査の結果

報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は、以下の事案を除き相当である。

本県職員が、県が発注した取引における詐欺の疑いにより、令和5年6月6日に逮捕された事案については、今回の評価から除外されているため、今後、当該事案及び関連する事実関係を詳細に確認の上、必要な対応を図るなど、令和5年度において適正に評価していただきたい。

#### (1) 特記事項

監査委員が実施している定期監査の監査結果において、依然として多数の事務誤りが認められ、 内部統制上、重大な不備につながることも懸念されることから、今後の制度の運用において、以下 の点について、特に留意していただきたい。

#### ア 入札事務の適正化

複数の土木事務所、農業事務所等において、予定価格の誤りにつながる工事の積算誤りが散見された。また、最低制限価格の適用誤りにより過大な契約金額及び支出が発生した事例が複数認められた。これまでの研修やチェックシートの作成など、再発防止策が十分に機能していないと考えられる。令和4年7月13日付け総務部長通知により、入札事務の適正化を図るよう注意喚起がされているが、実際にリスクが発現すると、入札結果にも影響を及ぼすなど重大な事態となることから、入札事務の適正化に向けて、更なる改善が必要である。

#### イ 財務事務の適正化

多くの所属において、収入・支出事務の遅延や誤りが認められており、中には繰り返し同様の誤りが発生する所属も認められた。前記総務部長通知により、収入・支出事務の適正化を図るよう注意喚起がされているが、事務処理の適正化や執行体制の整備をより一層進めていく必要がある。

#### ウ 内部統制制度の浸透

定期監査において指摘等を行った財務事務の誤りについて、内部統制における不備として評価部局に連絡していない事例が依然として見受けられた。また、内部統制3様式は整備されているものの、活用が十分でなく不適切な事項が生じている事例が散見された。引き続き、制度の周知や3様式の利活用を進めるとともに、自己点検の適切な実施や不備の連絡を徹底させることなどにより、制度を更に浸透させるための対策が必要である。

#### (2) 最後に

内部統制が適切に整備・運用されるためには、職員一人一人が、制度の内容や、基本方針、整備・運用方法等について、十分に理解して取り組むことが不可欠である。

また、事務の適正化に当たっては、業務のチェックを人の目で行うには限界があるため、確認・ 点検作業の自動化などデジタル技術の活用を検討していただきたい。

業務を法令に基づき適正に執行し、また、効率的かつ効果的な業務執行等を達成するためにも、 内部統制を組織全体に定着させ、より適切に運用できるよう、取組内容について不断の見直しを 行うとともに、より正確な自己点検等の実施により、発生した不備を的確に把握・共有し、内部 統制の機能強化に努めていただきたい。

# VⅢ 住民監査請求

### 1 住民監査請求の概要

「住民監査請求」は地方自治法第 242 条に規定されており、その目的は、普通地方公共団体の長等の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民から監査委員に対し、監査を請求する権利を認めることにより、当該普通地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することにある。

また、住民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることもできる。

### 2 監査の結果

令和 4 年度は 12 件の請求があり、地方自治法に定められた要件を備えていない請求であった 11 件を除き、1 件について監査を実施した。

件名	結果の概要	備考
知事及び議長に国葬参列に要	一部棄却、一部却下	令和 4年11月7日受付
した旅費等を返納する措置を		令和 5年 2月 7日公表
求める請求		

# IX 外部監査

# 1 外部監査の概要

外部監査は、平成11年度から導入された制度で、知事が公認会計士や弁護士などの外部の専門知識を有する者と契約を結び、契約に基づき専門的な視点から行われる監査で、包括外部監査と個別外部監査があり、令和4年度は、2に記載の者と包括外部監査契約が締結され、包括外部監査人が選定したテーマについて、監査が行われた。

なお、個別外部監査は行われなかった。

### 2 包括外部監査人

公認会計士 松本 達之

### 3 包括外部監査のテーマ・監査対象

#### (1) 監査テーマ

「ICT を活用した事務事業の効果的、効率的な実施に係る財務事務の執行について」

# (2) 監査対象

総務部財政課、資産経営課、税務課

総務部デジタル改革推進局デジタル戦略課、デジタル推進課、情報システム課

総合企画部報道広報課、統計課

防災危機管理部防災対策課

健康福祉部医療整備課

県土整備部河川整備課、河川環境課、山武土木事務所、長生土木事務所

出納局

企業局管理部財務課、経理課、業務振興課

企業局水道部給水課

#### 4 包括外部監査の結果の公表

包括外部監査の結果は、千葉県報(令和5年3月28日第13823号)に掲載し公表した。 また、千葉県監査委員事務局ホームページに掲載した。

(アドレス: http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html)

# 【資料】

# 1 監査委員

区分	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
識見委員	小倉 明	令和4年4月1日	_	常勤 代表監査委員
	川口明浩	令和2年4月1日	_	非常勤
	江野澤吉克	令和4年6月22日	令和5年4月29日	非常勤
議選委員	鈴木 衛	令和4年6月22日	令和5年4月29日	非常勤
	関 政幸	令和5年5月16日	_	非常勤
	岩井 泰憲	令和5年5月16日	_	非常勤

# 令和4年度 監査計画

(令和4年7月19日決定)

千葉県監査委員監査基準第7条第1項の規定により、令和4年度監査計画を次のとおり 定める。

# 1 基本的考え方

千葉県監査委員監査基準に基づき、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の 観点から、監査を行うものとする。

監査を効率的かつ効果的に行うため、事務事業のリスクの内容及び程度を踏まえた上で重点監査事項を設定するとともに、内部統制制度の整備及び運用の取組状況・取組結果を踏まえて監査を行うものとする。

また、監査結果等の情報を県民に積極的に、かつ、わかりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

# 2 重点監査事項

# (1) 財務事務について

ア 収入未済に係る債権管理等について

普通会計及び公営企業会計における収入未済は依然として多額にのぼっており、 歳入の確保や県民負担の公平性だけでなく、行政コストの適正化という観点からも 解消に向けた取組を進める必要がある。

そこで、行政代執行負担金、水道料金等の収入未済については、解消に向けた 債権管理の手続等が適正に講じられているかを確認する。

また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているか、公営 企業会計における破産更生債権等については、その管理が適正に行われているかを 確認する。

# イ 工事の執行について

公共工事等は、社会資本の整備を目的としたものであり、適正な執行がされない場合には、県財政だけでなく、県民生活へ及ぼす影響が懸念される。

そこで、契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているかを確認するとともに、施工後の管理についても確認する。また、施工時期の平準化の取組状況と併せ、進行管理の徹底による繰越しの縮減に努めているかを確認する。

#### ウ 契約事務について

契約事務は、行政運営における重要かつ基本的な事務処理であり、公平性・透明性・経済性の観点からも、関係法令等を遵守し、適正かつ円滑に実施していくこと

が求められる。

そこで、契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認 する。

# エ 財産の管理等について

県が保有する財産は、県民から負託された重要な資産であり、その取得、使用、 管理及び処分について適正に行うことが求められる。

そこで、財産の取得、管理及び処分が法令等に基づき適正に行われているか、その 財産が有効に活用されているかを確認する。

# (2) 適正な事務執行の確保について

県政に対する信頼確保のためには、適正な事務執行が求められるが、個人情報の漏えい等県民生活に影響が懸念される事例のほか、支出負担行為や調定の遅延等の事務処理に適正を欠く事例が依然として多く認められている状況にある。

そこで、以下の取組等により経理処理を含めた適正な事務執行の確保が組織的に 図られているかを確認する。

- ・業務プロセス上のリスクの適正な識別・評価に基づく対応の徹底
- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数の職員での確認や事務進捗管理等の徹底

# 3 実施方法等

# (1) 定期監査

- ア 対象期間は原則として令和4年度とし、財務に関する事務の執行及び経営に係る 事業の管理並びに事務の執行を対象に監査を実施する。
- イ 監査を効果的に実施するため、普通会計・公営企業会計ともに、重点監査事項 及び各監査対象機関における課題に重点を置いて実施する。
- ウ 監査対象機関は、令和4年4月1日現在の489機関とし、実施方法・実施体制は、表1のとおりとする。
- エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

### (2) 随時監査

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

# (3) 行政監査 (テーマ型)

事務の執行について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

# (4) 財政的援助団体等監査

ア 対象期間は原則として令和3年度とし、財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が、適切かつ効率的に行われているか、当該財政的援助等の目的に沿って行われているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として監査を実施する。

出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認する。

- イ 監査対象団体は、次のとおりとする。
  - ①県の出資比率が25%以上の出資法人
  - ②県の補助金が3億円以上の私立高等学校
  - ③県の補助金が5千万円以上の団体(市町村及び出資法人を除く。)
- ④県の委託料が5千万円以上の指定管理者(市町村及び出資法人を除く。)
- ウ 監査対象団体数及び監査の実施方法・実施体制は、表2のとおりとする。
- エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

# (5) 決算審査

# ア 普通会計

令和4年度決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

## イ 公営企業会計

令和4年度決算について、決算その他関係書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを確認するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

- ウ 対象会計は、以下のとおりとする。
  - ・会計管理者所管の一般会計、18特別会計及び22基金
  - ・公営企業管理者所管の4特別会計、1基金及び企業局共通勘定
  - ・知事所管の1特別会計
- エ 実施方法・実施体制は、本庁の定期監査と同様とする。
- オ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

#### (6) 例月出納検査

- ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金 及び預金の出納事務が正確に行われているかを主眼として検査を実施する。
- イ 検査対象は、決算審査と同様とする。
- ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。
- エ 検査は、監査委員全員による実地検査を年1回(12月)及び書面検査を年3回(6月、9月、3月)実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

# (7) 基金運用状況審査

- ア 令和4年度における基金の運用の状況を示す書類の計数が正確であり、基金の 運用が確実かつ効率的に行われているかを確認するとともに、基金の運用が設置 目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。
- イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、実施方法・実施体制は、 本庁の定期監査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

# (8) 健全化判断比率等審査

- ア 令和4年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率並びにそれらの算定の 基礎となる事項を記載した書類が法令に適合し、かつ、正確であるかを主眼として 審査を実施する。
- イ 対象会計及び実施方法・実施体制は、決算審査と同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

# (9) 内部統制評価報告書審査

- ア 知事が作成した内部統制評価報告書について、審査計画に基づき、知事による 評価が適切に実施され、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判 断が適切に行われているかについて審査を実施する。
- イ 審査対象は財務に関する事務とし、実施方法・実施体制は、本庁の定期監査と 同様とする。
- ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

# 4 監査日程等

監査等の目的及び規模に応じて、監査等の具体的な日程、担当する監査委員等を、 月間の監査等計画で定める。

# 5 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監	査等(	の種類	実 施 時 期	報告·公表時期	
	本一普通会計		令和5年8月	After of H	
定期監査	庁	公営企業会計	令和5年7月	令和5年9月	
		111	   令和4年9月~令和5年7月	令和4年12月、	
		出先機関 	7444437777413477	令和5年2月・6月・9月	
	ᆸᄮᄽ	ΥΕ <del>Ι- Α΄</del>	   令和4年9月~令和5年3月	令和4年12月、	
別	財政的援助団体等監査		7444737 7443437	令和5年2月・6月	
λ <del>ι</del> δ <del>Α΄ (π΄</del> Α΄	普通会計		令和5年8月	令和5年9月	
決算審査	公営企業会計		令和5年7月	市和の平3万	
			毎月25日とし、当該日以外に	令和4年12月、	
例月出納検査	Ē		実施する必要がある場合は、月間	令和5年2月·6月·9月	
			の監査等計画で定める日	114110年2月10月19月	
基金運用状況審査			令和5年8月	令和5年9月	
健全化判断比率等審查			令和5年8月	令和5年9月	
内部統制評価	ET報告	書審査	令和5年8月	令和5年9月	

# 6 監査結果等の報告・公表

監査等の結果については、上記5に記載する報告・公表時期に知事等へ提出するとともに、県報登載により公表する。併せて、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、分かりやすく公表を行う。

また、講じた措置の内容についても同様に公表を行う。

### 7 監査結果のフォローアップ

- (1)監査結果に基づく改善措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、措置状況の報告を速やかに求める。
- (2)監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

表1 定期監査の監査対象機関数及び実施方法・実施体制

	区分	監査対象	実 施 方 法		
		機関数	実地監査	書面監査	計
普	本 庁	1 1 2	1 1 2	_	1 1 2
通会	出先機関	3 3 7	1 2 0	2 1 7	3 3 7
計	計	4 4 9	2 3 2	2 1 7	4 4 9
公党	本 庁	1 4	1 4	_	1 4
公営企業会計	出先機関	2 6	1 9	7	2 6
会計	計	4 0	3 3	7	4 0
合	本 庁	1 2 6	1 2 6	_	1 2 6
	出先機関	3 6 3	1 3 9	2 2 4	3 6 3
計	計	489	265	2 2 4	489

実施体制:本庁の実地監査は、原則、監査委員全員により実施する。 出先機関の実地監査は、原則、監査委員2名により実施する。

書面監査は、原則、監査委員全員により実施する。

※やむを得ない事情により変更する場合がある。

※本庁の下水道課は、普通会計と公営企業会計の両方に属するため両方で計上している。

表2 財政的援助団体等監査の監査対象団体数及び実施方法・実施体制

区分	監査対象 団 体 数	実 施 方 法		
		実地監査	書面監査	計
出資法人	3 2	2 1	1 1	3 2
私立高等学校	3 3	6	6	1 2
その他の援助 (補助) 団体	1 3	2	0	2
指定管理者	1 3	3	0	3
計	9 1	3 2	1 7	4 9

実施体制:実地監査は、原則、監査委員2名により実施し、書面監査は、原則、監査委員全員により実施する。

※やむを得ない事情により変更する場合がある。

# 千葉県の監査-令和4年度版-

令和6年1月発行

千葉県監査委員事務局

所在地:千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎6階

電 話:043-223-3727 FAX:043-222-5233

ホームページ: http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html